

# 鹿児島県特別支援教育研究会 会則

## 第一章 総 則

(名称)

第一条 本会は、鹿児島県特別支援教育研究会という

(会員)

第二条 本会は、会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(組織)

第三条 本会は、鹿児島市地区、指宿地区、川辺地区、日置地区、川薩地区、出水地区、伊佐地区、始良地区、曾於地区、肝属地区、熊毛地区、大島地区及び特別支援学校単位に特別支援教育研究会を置く。

第四条 本会所在地は、会長が委嘱した事務局長の学校に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第五条 本会は、会員相互の協力により、特別支援教育に関する研究を進め、会員の研修と資質の向上を図り、特別支援教育の振興充実を図ることを目的とする。

(事業)

第六条 本会は、第五条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 研究大会、研修会、教育セミナーの開催
- 2 研究・調査及び相互研修
- 3 研究物の刊行
- 4 研究物の紹介、あっせん
- 5 その他目的を達成するために必要な事業

## 第三章 役員及びその任務

(役員)

第七条 本会は、次の役員を置く。

会長1名、副会長3名、評議員、理事（第八条による）

事務局長1名、副事務局長1名、庶務1名、会計1名、会計監査2名、事務局員若干名、顧問若干名

(役員選出の方法)

第八条 本会の役員選出は、次の通りとする。

- 1 会長・副会長・会計監査は評議員・理事会において選出し、総会において承認を得る。ただし、会長及び副会長の1名は、鹿児島市から選出し、副会長2名は、原則として研究大会開催地区の小・中学校、特別支援学校より各1名選出する。
- 2 評議員は、地区特別支援教育研究会の会長及び各特別支援学校の代表をもって当てる。
- 3 理事は、地区特別支援教育研究会及び各特別支援学校で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 4 理事代表は、小・中学校各1名、特別支援学校1名を理事会で互選する。
- 5 顧問は、評議員会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 6 事務局長・副事務局長・庶務・会計・事務局員は、会長が委嘱し、評議員の承認を受ける。

(役員の仕事)

第九条

- 1 会長は、本会を代表し会務を掌理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるとき、その職務を代行する。
- 3 評議員は、重要事項の審議に当たる。
- 4 理事は、運営に関する企画及び会務の遂行に当たる。
- 5 理事代表は、事務局長の企画運営等の相談及び連絡調整に当たる。
- 6 事務局長は、会長の指示に従い、運営に関する企画、会議遂行の原案を作成する。
- 7 庶務は、議案及び総会、理事会の議事録を作成する。
- 8 会計は、本会の会計を処理する。
- 9 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 10 顧問は、本会の諮問に応ずる。

(役員任期)

第十条 本会の役員任期は、1年として再任を妨げない。

ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。また、役員はその任期満了後でも、後任が就任するまでは、その職務を行う。

#### 第四章 会議

第十一条 本会を運営するために、次の会議を開く。

1 定期総会は、会長・副会長・評議員・理事・会計監査・事務局長・庶務・会計及び地区特別支援教育研究会の会員をもって、年1回開き、重要事項について審議し、承認する。

2 臨時総会は、評議員会が必要と認めたとき開く。

3 評議員会は、会長・副会長・評議員・理事代表・事務局長・庶務・会計をもって構成し、会長がこれを招集し、次の重要事項を審議する。

(1) 会則の改廃

(2) 役員選出

(3) 事業計画及び収支予算の議決

(4) 事業報告及び収支決算の承認

(5) その他評議員会で必要と認めた事項

4 理事会は、会長・副会長・理事・事務局長・庶務・会計をもって構成し、運営に関する企画及び会務の遂行に当たる。

5 その他必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

(会の成立)

第十二条 各会は、構成員の過半数をもって成立する。総会の議長は、会員の中から選出し、評議員会・理事会の議長は、会長が当たる。

(会の議決)

第十三条 各会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(承認)

第十四条 評議員会で審議された重要事項は、総会の承認を受けなければならない。

#### 第五章 会計

第十五条 本会の運営に必要な経費は、次のものをもって当てる。

1 会費(年額 個人 2,000円)

2 補助金

3 寄付金

4 その他

(会計年度)

第十六条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 付 則

第十七条 1 本会則は、昭和42年 5月24日より施行する。

2 本会則は、昭和50年 8月 8日より、一部改正して施行する。

3 本会則は、昭和54年 4月 1日より、一部改正して施行する。

4 本会則は、昭和59年 4月 1日より、一部改正して施行する。

5 本会則は、平成 2年 4月 1日より、一部改正して施行する。

6 本会則は、平成 6年 4月 1日より、一部改正して施行する。

7 本会則は、平成 6年 6月18日より、一部改正して施行する。

8 本会則は、平成 9年 6月21日より、一部改正して施行する。

9 本会則は、平成15年 6月14日より、一部改正して施行する。

10 本会則は、平成20年 5月17日より、一部改正して施行する。

11 本会則は、平成24年 5月12日より、一部改正して施行する。

12 本会則は、平成25年 5月11日より、一部改正して施行する。

13 本会則は、平成27年 5月16日より、一部改正して施行する。